

事務の標準化・共同化について（報告）

令和元年12月24日
和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

市町村事務の広域的及び効率的実施に向けた取組例

厚生労働省資料

- 市町村が担う資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付、医療費適正化・保健事業等に係る保険者事務については、法令等に基づき各市町村において実施されているが、各市町村の運用によるバラツキがある。
- 都道府県は、国保運営方針に基づき、被保険者サービスの平準化、均質化、向上、将来的な保険料水準の統一に向けた環境整備等を図るため、次のような観点から、事務の標準化、効率化、広域化を推進。**※取組例は都道府県国保運営方針から抜粋**

1) 統一の標準的な基準やマニュアルを整備することにより、サービスの均質化、均一化を図るとともに、**事務処理の標準化、効率化、経費削減**が期待できるもの。

※ 資格取得などについて被保険者が届出を怠った場合の罰則に関する運用規定。児童福祉施設入所者資格適用除外規定、養護老人ホーム等入所者で収入が低い被保険者の適用についても統一化しているところもある。

- 出産育児一時金・葬祭費の支給額・申請方法の統一
- 一部負担金の減免基準
- 保険料の減免理由・減免基準
- 短期被保険者証・資格証明書の交付基準の統一
- 修学中特例者に対する被保険者証の更新時期の統一
- 相対的給付制限・絶対的給付制限の取扱基準
- 療養費の標準的な取扱基準、任意給付の標準化
- 職員研修の共同化等

2) **事務処理の共同化・広域化・集約化**を図ることにより、市町村が単独で実施するよりも**効率化、経費削減、事業効果**が期待できるもの。

※ **実現に当たっては、各県とも国保連合会による共同事務処理を更に活用。**
奈良県では、事務の共同化等を推進する組織体制として、国保連合会内に「国保事務支援センター」を設置。

- 被保険者証と高齢受給者証との一体化を図り、更新時期を統一して、台紙作成から印刷、封入封緘までの一連の作業を共同化
- 高額療養費・高額介護合算療養費の支給申請勧奨の時期、様式等の作成条件、対象者・通知金額基準を統一し、事務を共同化
- 限度額適用認定証と標準負担額減額認定証との一体化を図り、交付勧奨事務を共同化、発行制限に係る基準の統一
- 情報集約システムを活用して資格過誤による返戻事務を共同化
- 保険料収納対策の共同化（広域的な徴収組織の活用等）
- 保健事業、医療費適正化対策の共同化（K D Bシステムを活用したデータ分析、レセプト二次点検の共同実施、医療費通知・後発医薬品差額通知の作成条件の統一化）
- 特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプト抽出作業の共同化
- 月報・年報等の各種統計資料作成事務の共同化
- 被保険者への広報事業 等

令和元年度において検討する、市町村事務の標準化・共同化の項目例

○事務の標準化

・外国人被保険者に対する国保制度周知の標準化

- ・特定技能外国人受入開始（H31.4～）により、外国人被保険者の増加が見込まれる。
- ・外国人に対する国保制度周知において、パンフレットの多言語化等を検討
（例）県内統一の外国語パンフレットを作成、市町村へ提供
（ご参考）

和歌山県内における外国人被保険者の状況（H30.4.1現在）

	外国人被保険者数（国籍別）						合計
	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	その他	
被保険者数（人）	507	798	157	235	42	695	2,434
割合（%）	20.8	32.8	6.5	9.7	1.7	28.6	100.0

（出典：厚生労働省調査）

（※）H30.3月末現在の県内被保険者数は260,125名（出典：厚生労働省国保事業年報）

外国人の占める割合は約0.9%

○事務の共同化

・広域的な不正利得の回収の共同化

- ・複数の市町村にまたがる等の、広域的な不正利得の回収について、県でも可能な仕組みを構築。

⇒規約及び事務処理要領は策定済み。

県の受託範囲、費用負担の方法について、市町村と協議の上、運用を開始

第1回国民健康保険運営協議会からの進捗

○標準化・共同化の進捗状況

（【資料2-1】「事務の標準化・共同化一覧」参照）

①外国人被保険者向けパンフレット（番号1）：

【内容】

県で原案を作成し、翻訳（英・中（簡体字・繁体字）・韓）を委託。
翻訳した原稿を県ホームページに掲載するとともに、市町村窓口で配布。
市町村に編集可能な原稿を配布し、編集等の活用も可能とする。

【進捗】

令和元年10月30日に各市町村・国保連へ翻訳内容の照会を実施。
令和元年12月6日に日本語原稿を確定させ、市町村へ通知。

【今後の進め方】

令和2年1月中に翻訳業務を発注。今年度末に完成予定。

【その他】

和歌山県保険者協議会（令和元年8月6日）において、外国人被保険者向けパンフレットの作成等について説明済み。

②不正利得の回収に係る事務取扱（番号18）：

事務の進め方（委託範囲・費用の徴収方法等）について各市町村へ照会。
その結果を元に進め方を協議（令和2年1月予定）

第1回国民健康保険運営協議会からの進捗

○第1回運営協議会後に検討作業を始めた事項

①葬祭費の支給額基準の統一化（番号2）：

条例改正を検討している保険者に対し、全国の状況等の情報提供済。
次期運営方針で統一化項目として具体的に記載するか、今後検討。

②修学中特例者に対する被保険者証（マル学）の更新時期の統一（番号3）：

更新時期に加え、添付書類、要綱等の有無の、事務の現況の照会を実施。

③被保険者証と高齢受給者証との一体化（番号20）：

被保険者証及び高齢受給者証の作成方法、郵送方法の照会を実施。

②・③は市町村へ現在の状況の照会結果を踏まえて、次回の作業部会で方針等を協議予定（令和2年1月予定）。